

紹介

金田章裕著

『文化的景観』

——生活となりわいの物語——

二〇〇四年に文化財保護法が改正され、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群と並んで新たに「文化的景観」が加えられた。その定義は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」であり、これを受けて都道府県または市町村の申出に基づき国が選定する「重要文化的景観」が設定された。同法の一九七五年の改正時に伝統的建造物群に加えられ、国選定の「重要伝統的建造物群」が設定されたのと同じである。さらに同年施行された景観法においては、「良好な景観」は国民共通の財産として整備と保全が図られなければならない、とも定められた。

これらは「景観」という語の奥深さに目

を向けなければ理解しにくい法律であろう。何をもって「欠くことのできない」、あるいは「良好」と評価するのか、それを「共通の財産」にすると誰が決めるのか。見ただけで価値を判断するなら、文化的景観は伝統的建造物群とどう違うのか。そんな素朴な疑問に対して、長年にわたり文化的景観の法整備・審査・評価に携わってきた著者が、できるだけ身近な事例から平易に解説しようとしたのが本書といえる。

本文は、著者の生い立ちに沿って語られる。故郷の富山県、学生時代を過ごした京都、日本の農村景観の原型を感じさせるような奈良飛鳥、多様な水辺景観を見せる琵琶湖北部、城下町の町並みが残る金沢などから、話題は京都大学文学部在職時に滞在したケンブリッジの町並みや、イングリッシュ西部コッツウォルズ地方の典型的な農村地帯にまで広がってゆく。

このように場所も対象も異なるが、歴史地理学を専攻してきた著者の観察眼は鋭くかつ内発的である。景観の中に身を置くことによって、単なる旅人が見た「風景」ではない、地域の営みの文脈を理解することができる。ちなみに本書で重要文化的景観

の選定基準として例示されている景観地は、①水田・畑地などの農耕に関する景観地、②茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、③用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地、④養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、⑤ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、⑥鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、⑦道・広場などの流通・往来に関する景観地、⑧垣根・屋敷林などの居住に関する景観地などの「伝統的な生活・生業にかかわるもの」である。

たしかにこれなら、「伝統的建造物」の概念にも当てはまらない地上物まで広くカバーできるが、その反面、どこにでもありそうな田んぼやため池が国民共通の財産だと言われても、にわかには首肯しがたいかもしれない。それどころか、高齢化が進み農業後継者に悩む地域社会においては、急傾斜地の小區画水田などは非効率の象徴であり、それらを保全指定されることは却って生活・生業の妨けになりかねない。「史跡」や「世界遺産」などと違って、観光スポットにもならないただの田んぼが、研究者の好奇心や都会生活者のノスタルジアを

